

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）を公表しました。これを踏まえ、全国鍍金工業組合連合会組合傘下の事業所が、発注者の皆様に価格改定を申し入れた場合には、以下の内容をご考慮いただきたく、ご理解・ご協力をお願い致します。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

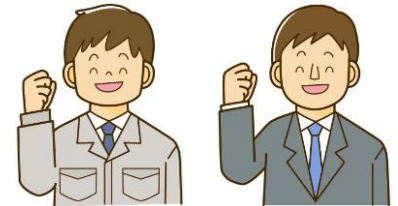
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント（指針P2）

- 労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである
- 発注者は、労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合も協議のテーブルにつく必要がある

上記指針は、発注者の皆様に以下の行動を求めています（指針P4～P21）

- ①経営トップが価格転嫁の方針を決定し、社内の交渉担当者や受注者にその方針を示すなどの経営トップの関与
- ②発注者からの定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じて、発注者から受注者に価格転嫁に係る考え方を提案すること



【発注者・受注者の双方が求められる行動】

- ①定期的にコミュニケーションをとること
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

指針の中で、労務費の転嫁率が十分になされていないことが報告されています（指針P23）

業種名	割合 (n=4707)
自動車整備業	41.5%
輸送用機械器具製造業	40.9%
映像・音声・文字情報制作業	36.5%
金属製品製造業	36.3%
印刷・同関連業	36.1%
道路貨物運送業	35.5%
家具・装備品製造業	31.0%
はん用機械器具製造業	29.7%
業務用機械器具製造業	29.4%
生産用機械器具製造業	28.0%

労務費の転嫁率（転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合のこと）が電気めっき業を含む金属製品製造業において、ワースト10位（注）に含まれています。

（注）ワースト10
 労務費の転嫁率が10%未満の受注者が多い上位10業種のことで、「割合」欄には労務費の転嫁率が10%未満の受注者の割合を記載している。

民間主要企業春季賃上げ率の上昇が急速に進んでいます

	2023年	2022年	2021年	2020年	2019年
自動車	3.83	2.07	2.01	2.21	2.28
建設	3.36	2.75	1.92	2.21	2.27
機械	4.33	2.31	1.96	2.21	2.61
電気機器	4.17	1.93	2.09	2.04	2.09
精密機器	4.92	2.78	1.83	2.11	2.09

2023年「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」（厚生労働省）によると、賃上げ率は3.6%となり（30年ぶりの水準）で、めっき業に関連する主要産業の賃上げ率（左表）においても、昨今急速に賃上げが進んでいる。

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、当会では、めっき事業所の皆様が各社でコスト上昇分をめっき加工賃に反映することにより従業員の賃上げを実現できるよう、本資料を作成いたしました。労務費の適正な交渉に関しては、本資料の他、全鍍連ホームページ内組合員限定サイトにて公開している「都道府県別の最低賃金の上昇率」「ハローワークに掲載の他社賃金状況」等資料もご活用ください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント (指針P2)

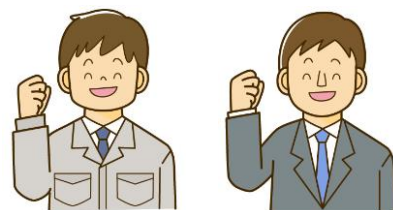
- 労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである
- 受注者側にも、労務費の上昇分は自社で吸収すべき問題であるとの考え方があるが、物価に負けない賃上げを行うためには積極的に価格転嫁の交渉をしていくべきである

発注者との価格交渉の際、取り組んでいただきたいこと (指針P14~P21)

- ① 積極的に情報収集した上で交渉に臨みましょう
- ② コスト上昇の根拠資料として、公表資料を用いましょう。
「電気めっき業に関する主要原材料費等の高騰状況」などをご活用下さい。
- ③ 価格交渉を申し出やすいタイミングを逃さないようにしましょう
- ④ 発注者からの価格提示を待たず、自ら価格を提示しましょう

【発注者・受注者の双方が求められる行動】

- ① 定期的にコミュニケーションをとること
- ② 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること



発注者から以下のような対応をされた場合は、その発注者の対応は下請法違反となる場合があります。
下記のリンクより下請け駆け込み寺、または公正取引委員会などへご連絡・ご相談ください。

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



⚠️ 法令違反となる可能性があります!

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

下請けかけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

公正取引委員会

労務費の転嫁に関する情報提供フォーム
<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyoo/romuhitenka.html>